

相続人代表者指定届 兼  
固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

士別市長 様

住所 (フリガナ)	
氏名	
(大・昭・平・令)	
相続人代表者 (現所有者代表)	生年月日 年 月 日
※税務課処理欄	
個人番号 ※裏面参照	口座
被相続人との続柄	
電話番号 - -	

下記の被相続人に係る市税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、上記の者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、固定資産の所有権移転(相続)登記が完了するまでの間において、固定資産を現に所有する者として、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を士別市税条例第87条の2の規定により申告します。

※この届出により、相続財産の権利義務が確定するものではありません。また、固定資産の名義変更には別途手続きが必要です。(詳しくは別紙をご覧ください)

被相続人 (課税台帳上の所有者)	氏名				
	死亡時の住所				
	死亡年月日	令和 年 月 日	※税務課処理欄	口座登録 有・無 納期 営・農	
相続人 (現所有者) 全員	氏名	被相続人との続柄	住所	法定相続分	

※「相続人(現所有者)全員」欄には、相続人代表者を含め相続人の全員を記載してください。  
※相続人が多く書ききれない場合には、別紙(任意の用紙で可)に記載のうえ添付してください。

※税務課 処理欄	電算入力日	備考

# 個人番号（マイナンバー）の記載をお願いします

## 1 本人確認資料について

個人番号を記載した申告書を提出する際は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行いますので、次の（１）又は（２）の本人確認資料を持参してください。郵送による提出の場合は、それぞれの写しを添付してください。

（１）本人（現所有者代表）が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 <p>・個人番号カード(裏面) ・住民票(個人番号が記載されたもの) 等</p> <p>・通知カード ※</p>	 <p>・個人番号カード(表面) ・運転免許証 等</p>

（２）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	<p>本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード ※ 本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等</p>	<p>代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等</p>	<p>税務代理権限証書 委任状 等</p>

※ 通知カードは、記載事項の変更がない場合に限り番号確認書類として有効です。

## 2 その他

マイナンバーの記載がない場合であっても、申告書は有効なものとして受理します。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への記載はないものとして受理します。

## 委任状 ※代理人が提出するときのみ必要です

士別市長 様

(委任者)

住 所	
氏 名	
生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日

(代理人)

住 所	
氏 名	
生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日

私（委任者）は、右記の者（代理人）に固定資産現所有者申告書の個人番号利用事務等に関する手続き及び当該手続きに伴う個人番号の提供に関する権限を委任します。

### 【申告書の提出先・問い合わせ先】

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地  
士別市役所 税務課 資産税係 ☎(0165)26-7723(直通)  
士別市ホームページ <http://www.city.shibetsu.lg.jp>